

社会福祉法人 無量壽会

地域密着型特別養護老人ホーム 寶樹苑いずみ

(指定短期入所生活介護) 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人無量壽会が開設する地域密着型特別養護老人ホーム 寶樹苑いずみ（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態又は介護予防が必要な状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所は、利用者の心身の状況若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的状況及び精神的負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。
- 2 事業所は、利用者の心身の特性を踏まえつつ可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うものとする。
- 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業を運営するに当たっては、地域や家族との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 地域密着型特別養護老人ホーム寶樹苑いずみ
- 2 所在地 仙台市泉区上谷刈3丁目16番21号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 施設長（管理者） 1名（常勤・兼務）

施設長（管理者）は、事業所の職員の管理及び事業に係る業務の管理を一元的に行う。

- 2 相談員 3名〔常勤・兼務〕

相談員は、利用者及び介護者の相談及び援助を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

- 4 医師 1名〔嘱託・非常勤〕

- 5 看護師 2名〔1名常勤・兼務 1名非常勤・兼務〕

- 6 介護職員 6名〔常勤6名（うち兼務1名）〕

介護職員は、生活介護計画に基づき、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術を持って行う。

- 7 栄養士 1名〔1名非常勤・兼務〕

栄養士は、利用者の身体状況及び嗜好を考慮して、栄養管理及び食事の提供を行う。

- 8 機能訓練指導員〔理学療法士〕 1名（非常勤・兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(指定短期入所生活介護の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、10名（ユニット数1）とする。

(指定短期入所生活介護の内容)

第6条 短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者は利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、事業の提供の開始前から終了後に至るまでの、利用者が利用するサービスの継続性を念頭に、サービスの提供にあたる他の職員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成する。
- 2 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえつつ、日常生活に必要な援助を行う。
- 3 それぞれの利用者について、短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標達成状況の記録を行う。

(指定短期入所生活介護の利用料、その他の費用)

第7条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額と居住費（滞在費）、食費を加えた額が自己負担額となる。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なる。）

[1日当たりの料金（目安）]

■サービス利用に係る自己負担額が1割の場合

○短期入所生活介護料金（1単位＝10.33円）

要 介 護 度	要介護1 (682単位)	要介護2 (749単位)	要介護3 (822単位)	要介護4 (889単位)	要介護5 (956単位)
1. サービス利用料金	7,045円	7,737円	8,491円	9,183円	9,875円
2. うち、介護保険から 給付される金額	6,340円	6,963円	7,641円	8,264円	8,887円
3. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	705円	774円	850円	919円	988円
4. 食費	1日 1,500円 (第1段階300円 第2段階390円 第3段階 650円)				
5. 居住費	1日 2,270円 (第1段階・第2段階820円 第3段階 1,310円)				
6. 自己負担額合計 (3＋4＋5)	4,475円	4,544円	4,620円	4,689円	4,758円

○加算（1単位＝10.33円）

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18単位	185円	166円	19円	
夜勤職員配置加算	18単位	185円	166円	19円	
送迎加算	184単位	1,900円	1,710円	190円	片道
緊急短期入所受入加算	90単位	929円	836円	93円	7日を限度
療養食加算	8単位	82円	73円	9円	1日につき3食を限度。1食を1回とする。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本サービス費及び各種加算のⅠ月あたりの合計単位数に8.3%を乗じた単位数				

○介護予防短期入所生活介護 料金 (1単位=10.33円)

要介護度	要支援1 (512単位)	要支援2 (636単位)
1. サービス利用料金	5,288 円	6,569 円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,759 円	5,912 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1 - 2)	529 円	657 円
4. 食費	1日 1,500円 (第1段階 300円 第2段階 390円 第3段階 650円)	
5. 居住費	1日 2,270円 (第1段階・第2段階 820円 第3段階 1,310円)	
6. 自己負担金額 (3 + 4 + 5)	4,299 円	4,427 円

○加算 (1単位=10.33円)

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
サービス提供体制強化加算 (I) イ	18 単位	185 円	166 円	19 円	
送迎加算	184 単位	1,900 円	1,710 円	190 円	片道
緊急短期入所受入加算	90 単位	929 円	836 円	93 円	7日を限度
療養食加算	8 単位	82 円	73 円	9 円	1日につき3食を限度。1食を1回とする。
介護職員処遇改善加算 I	基本サービス費及び各種加算の I 月あたりの合計単位数に 8.3%を乗じた単位数				

■サービス利用に係る自己負担額が 2 割の場合

○短期入所生活介護 料金 (1 単位=10.33 円)

要 介 護 度	要介護 1 (682 単位)	要介護 2 (749 単位)	要介護 3 (822 単位)	要介護 4 (889 単位)	要介護 5 (956 単位)
1. サービス利用料金	7,045 円	7,737 円	8,491 円	9,183 円	9,875 円
2. うち、介護保険から 給付される金額	5,636 円	6,189 円	6,792 円	7,346 円	7,900 円
3. サービス利用に係る 自己負担額 (1 - 2)	1,409 円	1,548 円	1,699 円	1,837 円	1,975 円
4. 食費	1 日 1, 5 0 0 円 (第 1 段階 300 円 第 2 段階 390 円 第 3 段階 650 円)				
5. 居住費	1 日 2, 2 7 0 円 (第 1 段階・第 2 段階 820 円 第 3 段階 1,310 円)				
6. 自己負担額合計 (3 + 4 + 5)	5,179 円	5,318 円	5,469 円	5,607 円	5,745 円

○加算 (1 単位=10.33 円)

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
サービス提供体制強化加算 (I) イ	18 単位	185 円	148 円	37 円	
夜勤職員配置加算	18 単位	185 円	148 円	37 円	
送迎加算	184 単位	1,900 円	1,520 円	380 円	片道
緊急短期入所受入加算	90 単位	929 円	743 円	186 円	7 日を限度
療養食加算	8 単位	82 円	65 円	17 円	1 日につき 3 食 を限度。1 食を 1 回とする。
介護職員処遇改善加算 I	基本サービス費及び各種加算の I 月あたりの合計単位数に 8.3%を 乗じた単位数				

○介護予防短期入所生活介護 料金 (1単位=10.33円)

要介護度	要支援1 (512単位)	要支援2 (636単位)
1. サービス利用料金	5,288 円	6,569 円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,230 円	5,255 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1－2)	1,058 円	1,314 円
4. 食費	1日 1,500円 (第1段階 300円 第2段階 390円 第3段階 650円)	
5. 居住費	1日 2,270円 (第1段階・第2段階 820円 第3段階 1,310円)	
6. 自己負担額合計(3+4+5)	4,828 円	5,084 円

○加算 (1単位=10.33円)

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
サービス提供体制強化加算 (I) イ	18 単位	185 円	148 円	37 円	
送迎加算	184 単位	1,900 円	1,520 円	380 円	片道
緊急短期入所受入加算	90 単位	929 円	743 円	186 円	7日を限度
療養食加算	8 単位	82 円	65 円	17 円	1日につき3食を限度。1食を1回とする。
介護職員処遇改善加算 I	基本サービス費及び各種加算の I 月あたりの合計単位数に 8.3%を乗じた単位数				

■サービス利用に係る自己負担額が3割の場合

○短期入所生活介護 料金 (1単位=10.33円)

要介護度	要介護1 (682単位)	要介護2 (749単位)	要介護3 (822単位)	要介護4 (889単位)	要介護5 (956単位)
1. サービス利用料金	7,045円	7,737円	8,491円	9,183円	9,875円
2. うち、介護保険から 給付される金額	4,931円	5,415円	5,943円	6,428円	6,912円
3. サービス利用に係る 自己負担額(1-2)	2,114円	2,322円	2,548円	2,755円	2,963円
4. 食費	1日 1,500円 (第1段階300円 第2段階390円 第3段階650円)				
5. 居住費	1日 2,270円 (第1段階・第2段階820円 第3段階1,310円)				
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	5,884円	6,092円	6,318円	6,525円	6,733円

○加算 (1単位=10.33円)

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18単位	185円	129円	56円	
夜勤職員配置加算	18単位	185円	129円	56円	
送迎加算	184単位	1,900円	1,330円	570円	片道
緊急短期入所受入加算	90単位	929円	650円	279円	7日を限度
療養食加算	8単位	82円	57円	25円	1日につき3食を限度。1食を1回とする。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本サービス費及び各種加算のⅠ月あたりの合計単位数に8.3%を乗じた単位数				

○

介護予防短期入所生活介護 料金 (1 単位=10.33 円)

要介護度	要支援 1 (512 単位)	要支援 2 (636 単位)
1. サービス利用料金	5,288 円	6,569 円
2. うち、介護保険から給付される金額	3,701 円	4,598 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1 - 2)	1,587 円	1,971 円
4. 食費	1 日 1,500 円 (第 1 段階 300 円 第 2 段階 390 円 第 3 段階 650 円)	
5. 居住費	1 日 2,270 円 (第 1 段階・第 2 段階 820 円 第 3 段階 1,310 円)	
6. 自己負担額合計(3+4+5)	5,357 円	5,741 円

○加算 (1 単位=10.33 円)

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
サービス提供体制強化加算 (I) イ	18 単位	185 円	129 円	56 円	
送迎加算	184 単位	1,900 円	1,330 円	570 円	片道
緊急短期入所受入加算	90 単位	929 円	650 円	279 円	7 日を限度
療養食加算	8 単位	82 円	57 円	25 円	1 日につき 3 食を限度。1 食を 1 回とする。
介護職員処遇改善加算 I	基本サービス費及び各種加算の 1 月あたりの合計単位数に 8.3% を乗じた単位数				

*食費 1 日 1,500 円 朝食 400 円 昼食 600 円 夕食 500 円

*上記の一食ごとの金額で、ご利用の実績で計算する。

※加算については、当該事業所が厚生労働省の定める加算要件を満たした場合に加算される。又、職員体制の変動等により変更する事がある。

※自己負担額について、上記の金額は、厚生労働省が定める介護報酬単価に、当該事業所における地域区分の単価 (1 単位=10.27 円) を乗じた金額を基に算出した 1 日あたりの金額。実際の請求では、1 月あたりの総介護報酬単価に地域区分の単価を乗じるため、具体的な金額には多少の差異が生じる事がある。

「特定入居者介護サービス費」制度

※ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定証を受けている場合には、下記の表に記載している額とする。

※ 負担限度額認定証は、利用の際に提示するものとする。

利用者負担段階	食 費	居 住 費
第1段階	300円	820円
第2段階	390円	820円
第3段階	650円	1,310円
第4段階	1,500円	2,270円

2 通常の事業の実施区域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。

3 通常の指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅介護支援サービス費用基準額を超える費用。

4 食 費

朝食 400円 昼食 600円 夕食 500円

5 居住費（滞在費）

1日 2,270円

6 理美容代 調髪・顔剃り … 2,000円

調髪のみ … 1,500円

顔剃りのみ … 500円

7 その他事業の提供にあたって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用については、別紙「介護保険の給付対象とならないサービス料金表」のとおりとする。

前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し説明を行い、同意を得る。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、仙台市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者がサービスの提供を受ける場合は、次の事項を守らなければならない。

- 1 身体及び身の回りの清潔、健康の保持に務める。
- 2 居室及び共用施設、設備、器具等は本来の用途に従って大切に使用する。
- 3 火災予防に努める。
- 4 外出等は苑長の承認を得る。

- 5 他の利用者、職員に対する迷惑行為を行ってはならない。
- 6 利用者は、施設内において、政治・宗教活動は行わない。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医や協力医療機関及び家族に連絡するとともに、管理者に報告し必要な措置を行う。

(非常災害対策)

第11条 非常災害対策に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者及び家族等に関する情報を第三者に洩さない。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及び家族等の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(苦情の受付)

第13条 苦情の受付について

- 1 当施設における苦情の受け付け

当施設における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付ける。

○苦情受付窓口 : 秋元 香那子(相談員) TEL 022-208-8400

○受付時間 : 毎週月曜日から金曜日の9:00から17:00
(ただし、12月29日から1月3日と、祝日は除く。)

○苦情解決責任者 : 施設長 中川 俊彦

寄せられた意見や苦情に対し、総合施設長が責任者となって関係機関と相談しながら、申し出人と誠意を持って話し合い、合意が得られるよう努めます。

なお、法人として、苦情解決第三者委員会を設置している。隔月第4木曜日委員会を開催し、委員の皆さんの意見を伺っている。

・3名の方を委嘱している。

上谷刈狼河原町内会会長

本郷 克美

地区民生委員児童委員

萱場 久悦

社会福祉法人無量壽会評議員 萱場 久美

いただいた苦情については、問題点を把握し、対応策を検討して必要な改善を行う。

また、苦情ボックス（ご意見箱）を1階玄関ホールに設置している。

なお、当施設における苦情は、別紙「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」のとおり。

2 行政機関その他苦情受付機関

泉区保健福祉センター 介護保険課 介護保険係	所在地	仙台市泉区泉中央二丁目1-1
	電話番号	022-372-3111 (内線6745～6749)
宮城県国民健康保険 団体連合会	所在地	仙台市青葉区上杉一丁目2-3
	電話番号	022-222-7700
宮城県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地	仙台市青葉区本町3丁目7-4
	電話番号	022-716-9674
仙台市介護事業支援課 施設指導係	所在地	仙台市青葉区国分町3-7-1
	電話番号	022-214-8318

※12月29日から1月3日と、土・日・祝日は除く。

(協議)

第14条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人無量壽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年10月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 7月17日から施行する。

この規程は、平成27年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成27年12月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成29年10月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 3月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成30年12月 1日から施行する。
この規程は、平成31年 1月 1日から施行する。
この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和元年 5月 1日から施行する。

【別紙】

下記の保険負担外サービスについて、ご利用された場合の利用料金は次の通りです。

品 目	単 位	単 価
理髪サービス（調髪・顔剃り）		2,000円
〃 （調髪のみ）	1 回	1,500円
〃 （顔剃りのみ）		500円
ボックスティッシュ	1 箱	100円
歯ブラシ（介助用）	1 本	300円
歯磨き粉（90g）	1 本	150円
口腔ケア用スポンジ	1 本	35円
口腔ケア用ウェットティッシュ	1 個	1,000円
口腔ケア用ジェル	1 個	1,100円
義歯洗浄剤	1 箱	610円
	1 個	10円
義歯ブラシ	1 本	210円
ガーゼ（7.5cm×10cm）	1 枚	30円
包帯（9m）	1 巻	100円
テープ付き絆創膏（大）		70円
〃 （小）	1 枚	40円
乾電池（単1形）		150円
〃 （単2形）	1 本	120円
〃 （単3形）		40円
〃 （単4形）		40円
コピーサービス（白黒）		10円
（カラー）	1 枚	50円
写真焼き増しサービス	1 枚	35円
ご家族様お食事代（朝食）		450円
〃 （昼食）	1 食	650円
〃 （夕食）		550円